

平成25年第9回教育委員会臨時会

開会年月日 平成25年12月19日(木)

場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員 外松 和子
 同 委員 安藤 睦美
 同 委員 内藤 幸子
 同 委員 安藏 誠市
 同 教育長 河口 浩

議 題

1 練馬区教育委員会委員長の選出について

2 視察

(1)石神井東中学校

開 会 午後 1時30分

閉 会 午後 3時15分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	郡 榮 作
こども家庭部長	堀 和 夫
教育振興部参事教育総務課長事務取扱	岩 田 高 幸
教育振興部教育企画課長	羽 生 慶一郎
同 学務課長	内 野 ひろみ
同 施設給食課長	山 根 由美子
同 教育指導課長	堀 田 直 樹
同 光が丘図書館長	加 藤 信 良
こども家庭部参事子育て支援課長事務取扱	木 村 勝 巳
こども家庭部保育課長	櫻 井 和 之
同 保育計画調整課長	杉 本 圭 司
こども家庭部参事青少年課長事務取扱	
練馬子ども家庭支援センター所長事務取扱	中 里 伸 之

教育長

本日の会議についてであるが、内藤前委員長の委員としての任期が12月18日付で満了したことにあわせて、委員長としての任期も満了となることから、現在委員長が欠けた状態となっている。そこで、委員長の職務を代行する委員として既に指定されている外松委員に会議の進行をお願いしたいと思う。よろしく願います。

外松委員

それでは今の命を受けて職務を代行させていただく。ただいまから平成25年第9回教育委員会臨時会を開会する。

教育振興部長

本日、総合教育センター所長の伊藤安人が所用により欠席させていただいているので、よろしく願います。

教育長

案件に入る前に、教育委員の任命についてご報告させていただきたいと思う。

去る12月13日に第四回練馬区議会定例会において、教育委員の任命同意議案が可決され、12月19日付で内藤幸子委員が志村区長より引き続き教育委員として任命を受けた。

また同じく12月19日付で安藏誠市委員が志村区長より新たに教育委員として任命を受けた。

ここで2人にご挨拶いただきたいと思う。

最初に内藤委員、よろしく願います。

内藤委員

内藤である。再任ということで、初めのころに比べて、さらに一層身の引き締まる思いがしている。経験を生かして、しっかりと職務の責任を果たしていきたいと思っている。微力ではあるが、どうぞよろしく願います。

教育長

ありがとう。続いて、安藏委員、願います。

安藏委員

ただいまご紹介いただいた安藏である。私は就任後、今日が初仕事である。大変緊張している。私自身は幼児教育に携わっているが、教育行政に関しては何もわからない。それぞれの委員とともに、練馬区の教育行政のお役に立てるよう努力してまいりたいと思う。よろしく願います。

教育長

ありがとう。

今ご挨拶いただいた安藏委員を新しくお迎えしたので、事務局の管理職員を紹介させ

ていただきたいと思う。

まず私から両部長を紹介する。教育振興部長、郡榮作である。

教育振興部長

郡である。よろしく願います。

教育長

こども家庭部長、堀和夫である。

こども家庭部長

堀である。よろしく願います。

教育長

両部の管理職員は、両部長からご紹介する。

教育振興部長

それでは、私から教育振興部の管理職をご紹介する。
教育振興部参事教育総務課長事務取扱、岩田高幸である。

教育総務課長

岩田である。よろしく願います。

教育振興部長

教育企画課長、羽生慶一郎である。

教育企画課長

羽生である。よろしく願います。

教育振興部長

学務課長、内野ひろみである。

学務課長

内野である。よろしく願います。

教育振興部長

施設給食課長、山根由美子である。

施設給食課長

山根である。よろしく願います。

教育振興部長

教育指導課長、堀田直樹である。

教育指導課長

堀田である。よろしく願います。

教育振興部長

光が丘図書館長、加藤信良である。

光が丘図書館長

加藤である。よろしく願います。

教育振興部長

なお、先ほどご報告したが、総合教育センター所長、伊藤安人は所用により欠席させていただいている。よろしく願います。

こども家庭部長

私からこども家庭部の管理職をご紹介します。

こども家庭部参事子育て支援課長事務取扱、木村勝巳である。

子育て支援課長

木村である。よろしく願います。

こども家庭部長

保育課長、櫻井和之である。

保育課長

櫻井である。どうぞよろしく願います。

こども家庭部長

保育計画調整課長、杉本圭司である。

保育計画調整課長

杉本である。よろしく願います。

こども家庭部長

こども家庭部参事青少年課長事務取扱、練馬子ども家庭支援センター所長事務取扱、中里伸之である。

青少年課長 練馬子ども家庭支援センター所長

中里である。よろしく願います。

こども家庭部長

以上である。よろしく願います。

外松委員

それでは、本日の会議は、現在欠員となっている委員長を選出するため、そして、2番目としては、石神井東中学校を視察するため招集されている。

それでは、案件に沿って進めさせていただく。

議題 1 練馬区教育委員会委員長の選出について

外松委員

初めに、練馬区教育委員会委員長の選出についてである。

この案件については、現在委員長が欠けた状態にあるので、新しい委員長を選出するものである。この案件について、事務局から説明することがあれば願います。

教育総務課長

本日選出いただく委員長の任期については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第2項の規定により、選出された日から1年となっている。したがって、本日選出する新しい委員長の任期は、平成25年12月19日から平成26年12月18日までとなっている。

選出の方法については、練馬区教育委員会会議規則第6条の規定により、委員長は、全委員の合意により選出すると定められている。

また、委員長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第1項の規定により、教育長を除く委員の中から選出することと定められている。

外松委員

ただいま説明があったように、新しい委員長の任期は平成25年12月19日から平成26年12月18日までとなる。

それでは、選出の方法についてであるが、いかがするか。

教育長

ただいま説明があったように、新しい委員長は教育長を除く委員の中から選出することとなっているので、私から推薦してよろしいか。

外松委員

教育長から、このようなご発言があったが、よろしいか。

委員一同

よろしく願います。

外松委員

それでは、教育長から推薦をお願いします。

教育長

それでは、私から推薦させていただく。新しい委員長には外松委員を推薦する。

外松委員

ただいま教育長より新しい委員長の推薦があった。そのとおり決定してよろしいか。

委員一同

よろしく願います。

外松委員

それでは、そのようにさせていただく。

ここで私が委員長に就任することに伴い、委員長が欠けたとき等にその職務を代行する委員を選出する必要がある。これからその委員を選出したいと思う。

この案件について、事務局から説明することがあれば願います。

教育総務課長

委員長の職務を代行する委員の選出については、練馬区教育委員会規則第9条の規定により、全委員の合意により選出することと定められている。

また、その期間については、委員長と同様に選出された日から1年となっている。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項の規定によると、「委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行う」と規定されている。

したがって、教育委員長の職務代理者は、委員長に事故があるとき、それから、委員長が欠けたときにその職務を代行することとなり、それらのとき以外については、委員長の職務を代行することはなく、他の教育委員と同様の職務を行うこととなっている。

外松委員

ご説明いただいた。それでは、選出の方法についてであるが、いかがするか。

教育長

先ほど委員長を推薦させていただいたが、同じように私から推薦してよろしいか。

委員一同

はい。

外松委員

それでは、教育長から推薦をお願いします。

教育長

それでは、私から推薦させていただく。委員長職務を代行する委員には内藤委員を推薦する。

外松委員

ただいま教育長より内藤委員の推薦があった。そのとおり決定させていただいてよろしいか。

委員一同

よろしくをお願いします。

外松委員

それでは、そのようにさせていただく。

なお、内藤委員が委員長職務を代行する期間は、平成25年12月19日から平成26年12月18日までとなる。

それでは、ここで委員長と委員長の職務を代行する委員に選出された委員から挨拶を行う。

初めに、委員長に選出いただいた私からご挨拶をさせていただきたいと思う。

外松である。このたび委員長に選出いただいた。微力ではあるが、未来ある大切な練馬の子供たちの教育のために、教育委員の皆様、教育長、事務局の皆様のご支援をいただき、その大切な責務をしっかりと果たしてまいりたい。どうかよろしくをお願いします。

では、次に内藤委員からご挨拶をお願いします。

内藤委員

改めて、力不足ではあると思うが、職務の代理者を務めさせていただきたいと思う。ご協力のほどよろしくお願いします。

外松委員

よろしくをお願いします。

続いて、委員の議席についてお諮りする。本日の議席は暫定的にお座りいただいている。練馬区教育委員会会議規則第5条の規定により、委員の議席は、合議によって定めることとなっているが、いかがするか。

教育長

差し支えなければ、このままでどうか。

委員長

では、現在の座席でよろしいか。

委員一同

はい。

外松委員

では、そのとおりに決定させていただく。

それでは、この後は議題の2番目、石神井東中学校の視察となる。

この視察は、前回の教育委員会定例会で協議を始めた石神井東中学校敷地に係る土地交換に関連するものである。区長部局からの協議依頼に対して回答するに当たり、事前に現地を視察する。

なお、本日のこの臨時会は、視察の終了をもって終了とさせていただく。